

指定廃棄物の最終処分場等の候補地選定の手順

(案)

1. 最終処分場等の候補地選定の基本的な考え方

指定廃棄物の最終処分場等に係る安全等を確保したうえで、地元関係者により安心感の得られる場所など理解が得られやすい場所を選定するために、最終処分場等の候補地選定に関する基本的な考え方として、以下のような手順で段階的に評価を行い、候補地の選定作業を進める。

(1) 安全等の確保に関する事項

適切な構造の施設を建設することとしつつも、安全な処分に万全を期すため、地滑り、地震、洪水、津波等の自然災害をできるだけ避けることが重要である。これらの地域を候補地から除外することで、最終処分場等の安全性をより確実に確保することができる。

施設においては、十分な排ガス・排水処理等の大気・水質汚染防止対策や適切な維持管理により、周辺的环境への影響を十分低減することを確保するが、施設の存在そのものが、特に貴重な自然環境の保全や史跡・名勝・天然記念物の保護に影響を及ぼすおそれがある地域は、できるだけ避けることが重要である。これらの特に貴重な自然環境が存在する地域や史跡等が存在する地域を候補地から除外することで、立地選定時に、特に貴重な自然環境や史跡等へ影響を及ぼさないようにすることができる。

(2) 地域特性に配慮すべき事項

安全等の確保という観点からは、最終処分場等の適切な構造や維持管理を確保することと併せて、(1)の安全な処分に万全を期すため避けるべき地域を除外することで、これを満足する地域が抽出できる。

他方、施設の設置に当たっては、このことに加えて地元関係者の理解を得ることが重要である。

このため、指定廃棄物処理促進市町村長会議（以下、「市町村長会議」という。）において、地域の実情に詳しい市町村の代表者である市町村長に議論いただき、最終処分場等の整備に向けて建設的な方向で合意された地域特性として配慮すべき事項については、最大限尊重する。

(3) 安心等の地域の理解が得られやすい土地の選定

(1)及び(2)の手順により、安全等の確保という観点に加えて、地域特性に配慮すべき事項を最大限尊重して抽出された地域の中で候補地を選定することが可能となる。

その地域の中から、さらに地元関係者の理解が得られやすい場所を選定するため、生活空間との近接状況、水源との近接状況、自然度、指定廃棄物の保管状況からみて候補地としてより望ましい土地を選定する。

(4) 詳細調査の実施

候補地の提示にあたって、安全性に係る詳細な調査の実施や調査結果に関する情報の提示、専門家の評価の存在が、地元関係者の理解と安心を得ることにつながる。

そのため、候補地の提示に先立って、候補地においてボーリング等による地盤、地質、地下水等の詳細な調査を実施し、指定廃棄物処分等有識者会議（以下、「有識者会議」という。）で候補地の安全性について評価を行う。

（５）候補地の提示

詳細調査の評価結果を基本として、市町村長会議で提示された選定にあたって考慮すべき具体的な事項等の状況を踏まえ、最終的に環境省が候補地を提示する。

候補地の提示をした場合には、施設の安全性の丁寧な説明、適切なモニタリング結果の広報等に万全を尽くすことにより風評被害の防止を図っていく。更なる対応策については、候補地の選定がある程度進み、候補地が具体的にになった段階で、地域の状況を踏まえて検討し、地域の意見を環境省としてしっかり受け止め、関係省庁とも連携して対応していく。

また、地域の要望を踏まえて、求められる地域振興策の内容を検討したうえで、環境省としてしっかり受け止め、関係省庁とも連携して対応していく。

2. 最終処分場等の候補地選定の手順

候補地選定の基本的考え方を踏まえ、具体的な最終処分場等の候補地の選定は以下の手順とする。

（１）選定手順案・評価項目案・評価基準案の決定

有識者会議で了承いただいた選定手順案、評価項目案、評価基準案について市町村長会議で議論いただき、国が責任を持って県ごとに選定手順、評価項目、評価基準を決定したうえで、当該選定手順等に基づき以下に示す選定作業を行う。

（２）安全等が確保できる地域を抽出

適切な構造の施設を建設するが、地盤・地形に起因する自然災害が発生する危険性を考慮して、安全な処分に万全を期すため避けるべき地域については、最終処分場等の候補地とする地域から除外することにより、最終処分場等の設置の安全性をより確実に確保する。

また、施設の存在そのものが、特に貴重な自然環境の保全や史跡・名勝・天然記念物の保護に影響を及ぼすおそれがある地域については、最終処分場等の候補地とする地域から除外することにより、貴重な自然環境の保全や史跡等の保護に影響を及ぼさないようにする。

これらの候補地の選定に当たって除外する地域の判断については、既存の知見として整理された情報をもとに行う。なお、この段階での判断にかかわらず、（６）の詳細調査において新たな情報が把握されれば、これに基づき個別に判断する。

（３）地域特性に配慮すべき事項を最大限尊重した地域を抽出

（２）で除外した地域に加えて、最終処分場等の整備に向けて建設的な方向で合意された地域特性として配慮すべき事項として以下の

- ① 地域特有の自然災害の存在や貴重な自然環境等の存在
- ② 地元住民の安心に特に配慮すべき地域特有の要件

が市町村長会議で合意された場合は、これらの地域特性に配慮すべき事項を最大限尊重した地域を抽出する。

(4) 必要面積を確保した土地の抽出

最終処分場等の候補地の対象については、国が責任をもって速やかな施設整備を行うため利用可能な国有地を基本とするが、市町村長会議において、利用すべき土地として公有地や民有地が提案された場合には、当該土地も候補地の対象に含める。

また、市町村長会議において、最終処分場等の候補地の対象として優先すべき地域の考え方について一定の理解が得られた場合にあっては、これらの考え方を最大限尊重して候補地の選定を進める。

そのうえで、(2)、(3)の評価により抽出された地域の中から、当該県の最終処分場等の候補地として必要な面積を十分に確保できるなだらかな地形（傾斜 15%未満）の土地を抽出する。抽出の作業にあたって、空中写真又は現地確認等で得られた情報により土地の確認を行う。

(5) 安心等の地域の理解が得られやすい土地の選定

(4)により抽出された土地の中から、生活空間との近接状況や、水源（水道、農業）との近接状況、自然度、指定廃棄物の保管状況からみて、候補地としてより望ましい土地を選定する。

これらの評価方法は、適性評価方式と総合評価方式を組み合わせる最終的な候補地を選定する。評価項目ごとの具体的な評価基準については、市町村長会議や有識者会議の議論を踏まえて検討する。

従来の評価の対象となっていたアクセス性や土地の権利関係の事項は、補足的な評価事項として位置づける。

土地の選定にあたっては、空中写真又は現地確認等で得られた情報により評価の確認を行う。

(6) 詳細調査の実施、候補地の提示

最終的な候補地の提示に先立ち、ボーリング等による地盤、地質、地下水等の詳細な調査を実施し、有識者会議による現地視察及び評価を行う。

候補地の提示方法（最終的な候補地の提示方法、中途段階の評価結果の提示方法等）については、地元の意向を十分に聴取して、市町村長会議において議論いただいたうえで検討する。